

**退職予定の短期組合員のみなさまへ**

# **退職のしおり**

**令和8年版**

**愛知県市町村職員共済組合**

# 目次

◎ 退職の際に必要な提出書類 .....	1
◎ 短期給付事業 .....	2
退職後の医療制度について .....	2
任意継続組合員 .....	3
◎ 保健事業 .....	6
グループ共済制度の退職後制度のご案内 .....	7

退職を予定されている方は、退職後における医療制度及び保健事業等について、大変関心のあることと思います。そこで、退職後の手続き・各種事業の内容について記載しましたのでご参考にしてください。

## 退職の際に必要な提出書類

### 1 ●短期組合員

- ・ 共済組合員申告書（資格取得・喪失）
- ・ 〈次に掲げる証等が手元にある方のみ〉

資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証

※組合員の資格喪失後は、在職中の資格確認書の使用はできませんので、被扶養者の方の資格確認書も含め退職後すみやかに所属所共済事務担当課を經由して返却をお願いします。

### ●短期組合員から引き続き一般組合員になる方

- ・ 共済組合員申告書（短期のみ適用組合員→短期・長期適用組合員）
- ・ 〈次に掲げる証等が手元にある方のみ〉

資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証

※マイナ保険証を保有していない方には新しい資格確認書を発行しますので、お持ちの資格確認書は返却をお願いします。

### 2 組合員貯金加入者

資格喪失後（任意継続組合員になる方を含みます。）は、共済貯金はできません。

次の書類を退職月の末日（共済必着日）までに、所属所共済事務担当課を經由して提出してください。

- ・ 貯金払出（解約）請求書
- ・ 非課税貯蓄廃止申告書（非課税貯蓄制度（マル優）を利用していた場合は、提出が必要です。）

### 3 組合員貸付金の借受者

資格喪失後は貸付事業の適用はありません。

貸付金未償還額の全額を即時返済していただくことになります。

（返済が退職月の翌月になると1か月分の利息が加算されます。）

退職月の中旬までに「特別償還報告書」を提出してください。

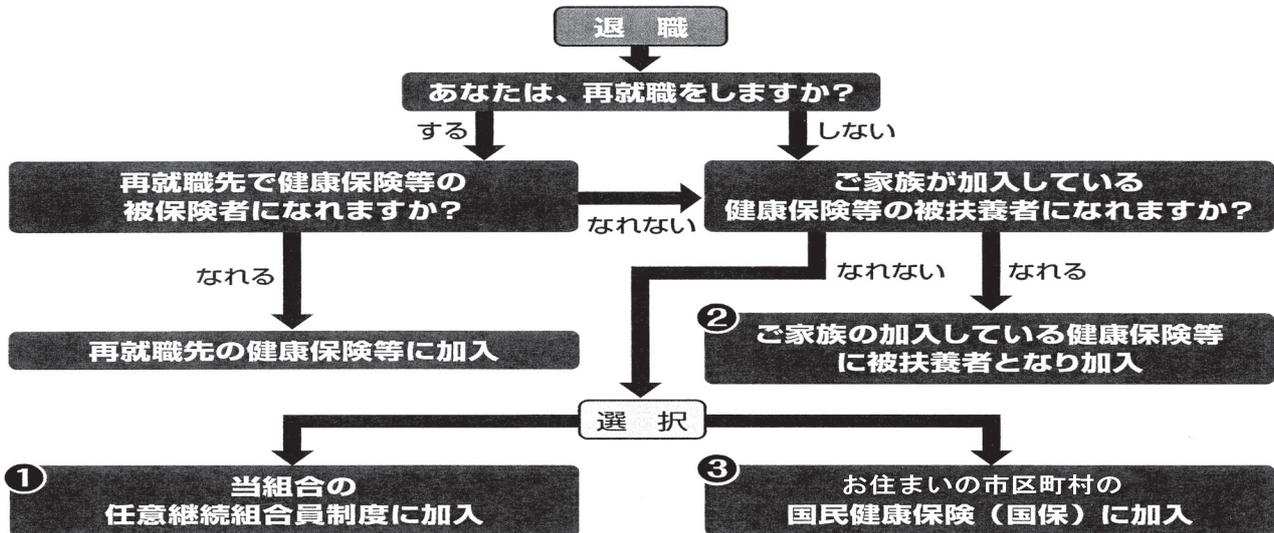
なお、貸付金の償還は、任期毎の期間内での償還となります。

このため、短期組合員の任期が延長されても、貸付金の償還期間は延長できないため、手続きが必要です。

# 短期給付事業

## 退職後の医療制度について

退職される方は、退職の日の翌日に組合員資格を喪失するため、次のいずれかの医療保険制度に加入しなおす必要があります。ただし、後期高齢者医療制度に該当する場合は除きます。



保険制度	加入要件	申請方法	負担割合	継続可能期間
① 任意継続 組合員	1 組合員であった期間が1年と1日以上あること。 2 退職した日から20日以内に掛金を納付すること。	「共済組合員申告書（任意継続組合員の資格取得）」を記入し、 <u>退職した所属所を経由して</u> 20日以内に申請	3割 (70歳未満)	任意継続組合員の資格取得日（退職日の翌日）から2年間
② 家族の 被扶養者	1 社会保険などの被保険者である家族がいること。 2 その被保険者の加入している保険制度で扶養認定要件を満たしていること。 (収入要件で、障害厚生年金を受給できる程度の障害を有する方または60歳以上の方(組合員の配偶者を除く。)は年収180万円未満、19歳以上23歳未満の方(組合員の配偶者を除く。)は年収150万円未満、それ以外の方は年収130万円未満)	家族の加入している保険制度に扶養認定を申請	2割 (70歳以上75歳未満、一定以上の所得者は3割)	家族の保険制度の扶養認定を受けた日から認定取消の日まで
③ 国民 健康保険	①②以外の場合	退職した日から14日以内に居住地の市区町村に申請		国民健康保険の資格取得日から全期間

退職後に家族の被扶養者になることができない方は、任意継続組合員（加入要件を満たす者に限る。）または国民健康保険への加入を選択することになります。

国民健康保険の保険料がいくらになるかお住まいの市区町村役場で試算してもらってください。次に、任意継続組合員の掛金を計算（詳細は次ページ以降）して比較し、任意継続組合員か国民健康保険のいずれに加入するかを選択してください。

## 任意継続組合員

### 1 掛金納付

任意継続組合員となるには、申出をし、退職した日から20日以内に短期任意継続掛金と介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満のみ徴収）を併せて納付する必要があります。

また令和8年度から子ども・子育て支援任意継続掛金の納付も追加される予定です。

### 2 掛金の支払方法

任意継続組合員の掛金の支払方法は、毎月払い（月納）・6か月払い（4月から9月まで、または10月から翌年3月まで）・12か月払い（4月から翌年3月まで）の3種類があり、6か月払いと12か月払いには、その期間の利息分を割引する前納割引の適用（資格取得月の翌月分から）があります。

※6か月・12か月払いは、毎月払いと比べて、前納割引を受けられることに加え、銀行手数料の支払いも少ない回数で済みますので、任意継続掛金の前納をお勧めします。

### 3 掛金の計算方法

#### (1) 毎月払い（月納）

標準報酬の月額※1 × 財源率※2 = 任意継続掛金（月額）

#### (2) 前納する場合

6か月（1か月＋5か月前納）・12か月（1か月＋11か月前納）の掛金計算方法

任意継続掛金（月額）＋任意継続掛金（月額）×前納期間に応じた率（4ページの前納率）  
＝任意継続掛金（6か月払い・12か月払い）

※1 標準報酬の月額は①・②のいずれか少ない額で計算します。

① 退職時の標準報酬の月額

② 340,000円（令和8年度における平均標準報酬の月額）

※2 短期任意継続掛金財源率 100.8/1000（令和7年度）

介護任意継続掛金財源率 17/1000（令和7年度）

子ども・子育て支援任意継続掛金財源率 2.3/1000（令和8年度から徴収開始）

財源率については変更される場合があります。

### 4 掛金を徴収する期間

任意継続組合員の資格を取得した月から喪失した日の前月分までとなります。

なお、希望喪失の場合は喪失を申し出た月分までです。（5ページ8の(5)参照）

※介護任意継続掛金は、40歳の誕生日の前日の属する月から65歳の誕生日の前日の属する月の前月分まで

### 5 掛金の還付

任意継続掛金を前納したあとで、前納にかかる期間の途中で任意継続組合員の資格を喪失したときは、未経過部分の任意継続掛金を還付します。

### 6 留意事項

- (1) 任意継続組合員及びその被扶養配偶者で60歳未満の方は国民年金に加入する必要があります。
- (2) 再就職をする方は、再就職先で社会保険に加入できるか必ず確認してください。

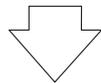
## 7 任意継続組合員の掛金計算例

標準報酬の月額が 340,000 円である方が 12 か月払い（1 か月+11 か月前納）を選択した場合の初年度分の掛金です。

ただし、この計算例は、令和 7 年度の財源率で計算しており、令和 8 年度の財源率については変更される場合があります。

### 短期任意継続掛金

$$\begin{array}{rcl}
 340,000 \text{ 円} & \times & \frac{100.8}{1000} & = & 34,272 \text{ 円} & \text{(円未満切捨て)} \\
 \text{(標準報酬の月額)} & & \text{(財源率)} & & \text{(4月分掛金)} & = \text{1か月分掛金} \\
 \\
 34,272 \text{ 円} & \times & 10.7869636 & = & 369,691 \text{ 円} & \text{(円未満四捨五入)} \\
 \text{(1か月分掛金)} & & \text{(前納率)} & & \text{(11か月分掛金)}
 \end{array}$$



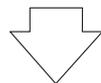
$$\begin{array}{rcl}
 34,272 \text{ 円} & + & 369,691 \text{ 円} & = & 403,963 \text{ 円} \\
 \text{(4月分)} & & \text{(11か月分)} & & \text{(初年度分掛金)}
 \end{array}$$

### 前納率

前納期間(月)	率
1	0.9967369
2	1.9902215
3	2.9804642
4	3.9674757
5	4.9512666
6	5.9318472
7	6.9092282
8	7.8834200
9	8.8544329
10	9.8222773
11	10.7869636
12	11.7485020

### 介護任意継続掛金 (40 歳以上 65 歳未満の加入者のみ)

$$\begin{array}{rcl}
 340,000 \text{ 円} & \times & \frac{17}{1000} & = & 5,780 \text{ 円} & \text{(円未満切捨て)} \\
 \text{(標準報酬の月額)} & & \text{(財源率)} & & \text{(4月分掛金)} & = \text{1か月分掛金} \\
 \\
 5,780 \text{ 円} & \times & 10.7869636 & = & 62,349 \text{ 円} & \text{(円未満四捨五入)} \\
 \text{(1か月分掛金)} & & \text{(前納率)} & & \text{(11か月分掛金)}
 \end{array}$$



$$\begin{array}{rcl}
 5,780 \text{ 円} & + & 62,349 \text{ 円} & = & 68,129 \text{ 円} \\
 \text{(4月分)} & & \text{(11か月分)} & & \text{(初年度分掛金)}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 403,963 \text{ 円} & + & 68,129 \text{ 円} & = & 472,092 \text{ 円} \\
 \left( \begin{array}{l} \text{短期任意継続} \\ \text{(初年度分)掛金} \end{array} \right) & \left( \begin{array}{l} \text{介護任意継続} \\ \text{(初年度分)掛金} \end{array} \right) & & & \text{(納付金額)}
 \end{array}$$

※上記金額に子ども・子育て支援任意継続掛金（仮称）が加わります。

## 8 任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日（(4)又は(6)、(7)に該当するに至ったときはその日）から、その資格を喪失することになります。

- (1) 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 任意継続掛金を納付期日までに払い込まなかったとき。
- (4) 新たに共済組合の組合員や健康保険の被保険者になったとき。
- (5) 国民健康保険の被保険者や家族の被扶養者となるため等の理由で任意継続組合員の資格喪失希望を共済組合に申し出たとき、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき（この場合、申出のあった月分までは、任意継続掛金が徴収されます。）。
- (6) 65歳以上75歳未満で障害の認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。
- (7) 75歳に到達した後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。

## 9 喪失の手続き

上記8(1)・(7)以外の場合は、喪失手続きとして「任意継続組合員申出書（資格喪失・掛金還付）」の提出が必要となりますので、共済組合までご連絡ください。また、「資格確認書」をお持ちの方は併せて返却してください。

任意継続組合員への給付等			
病気・けがをしたとき	出産したとき	死亡したとき	検診等を受けるとき
療 養 費	出 産 費	埋 葬 料	人 間 ド ッ ク 助 成
一 部 負 担 金 払 戻 金	家 族 出 産 費	埋 葬 料 附 加 金	特 定 健 康 診 査
家 族 療 養 費		家 族 埋 葬 料	
家 族 療 養 費 附 加 金		家 族 埋 葬 料 附 加 金	
高 額 療 養 費		弔 慰 金	
高 額 介 護 合 算 療 養 費		家 族 弔 慰 金	
		災 害 見 舞 金	

# 保健事業

任意継続組合員（被扶養者を含みます。）になる方は、次の保健事業が受けられます。

## 1 人間ドック助成

4月1日時点で40歳以上の任意継続組合員とその被扶養者が、共済組合が契約している検査機関で人間ドックを受けたとき、費用の一部を助成します。助成額は15,000円（消費税除く。）となります。

実施検査機関、検査費用及び申込用紙等については、6月頃ご自宅に送付します。

## 2 特定健康診査

40歳以上75歳に到達する任意継続組合員とその被扶養者は、共済組合が契約する検査機関等で、特定健康診査を受けていただきます。ただし、人間ドックを受ける方は特定健康診査を受ける必要はありません。

自己負担額はありません。共済組合が全額負担します。

実施検査機関及び受診券等については、6月頃ご自宅に送付します。

※ 任意継続組合員の資格喪失後は人間ドック助成・特定健康診査を受けることができません。

# 愛知県市町村職員共済組合「グループ共済制度」の退職後取扱いのご案内

令和8年3月31日退職日まで「グループ保険」「グループ保険プラス」「医療費支援一時金保険」「医療保障保険」「医療保障プラス」「重病克服支援保険」「リビングリスク補償保険」「退職後継続保障保険」に加入されていた方は、退職後も継続加入することができます。

なお、「グループ保険プラス」への加入有無によって、退職後の取扱いが異なりますのでご注意ください。

## 1. ご案内内容

退職が決まり次第、引受保険会社・取扱代理店にご連絡をお願いします。（引受保険会社・取扱代理店より、退職後のお取扱いに関してご案内いたします。）

引受保険会社・取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第二部  
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6F  
TEL 052-951-9102（受付時間 9:00~17:00、土日祝除く）

### ① 「グループ共済制度」のご加入者（「グループ保険プラス」にご加入のない方）

退職後継続（団体扱い）はできませんが、現在ご加入の内容に応じて個人扱いの退職後制度を選択いただけます。制度の移行（加入）には条件がございます。

詳細は、上記の引受保険会社・取扱代理店にご連絡をお願いします。

### ② 「グループ共済制度」のご加入者（「グループ保険プラス」にご加入のある方）

退職後も団体扱いにて現在ご加入の内容でご継続いただけます。

令和8年4月1日以降も、ご登録いただいております口座から保険料の引き落としを行いません。

### ■退職後の保険金請求、脱退、各種変更について

事務代行会社(株)日本共同システムにご連絡ください。TEL：0120-129-128

グループ保険（こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険）【生命保険】 グループ保険プラス（年金払特約付障害特約付団体定期保険）【生命保険】 医療費支援一時金保険（家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険）【生命保険】 重病克服支援保険（7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型））【生命保険】 医療保障保険（短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型））【生命保険】 医療保障プラス（医療保険【損害保険】）  
退職後継続保障保険（リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型））【生命保険】リビングリスク補償保険（天災補償特約付入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（730日用）付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付弁護士費用補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険（総合補償型））【損害保険】

退職予定の短期組合員のみなさまへ  
令和8年版

---

令和8年1月 作成

作成 愛知県市町村職員共済組合

〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号  
(愛知県自治センター内)

TEL 052-951-4545

---